

第10回 横浜市会議会のあり方調査会議題

平成16年11月29日(月) 14時30分
市会1階小会議室

1 常任委員会の再編について

資料1

2 その他

○ 次回日程: 12月24日(金) 14:30~1階小会議室

説明資料
総務局組織管理課長 吉泉 英紀
連絡先 内線：2051

局再編成について

1 局再編成の取組み

(1) 基本的な考え方

局再編成は、新しい行政運営の基本理念である「協働」「分権」「都市経営」を推進し、行政サービスに対する市民満足度の一層の向上を目指すため、以下の考え方を基本として、簡素で効率的・効果的な執行体制を確立しようとするものです。

- ① 市民に最も身近な基礎的自治体として、民の力が存分に發揮され、活力と個性溢れる地域社会構築に向け、行政が担う役割の的確な遂行
- ② 大都市ならではの規模や集積のメリットを十二分に生かした、市民本位の、区役所と局の効率的で効果的な権限と責任の配分
- ③ 環境の重視、既存都市施設の効率的な維持管理、持続可能な財政の確立など、時代の変化や社会経済情勢の変化に対応した都市経営の実現

(2) 実施年次

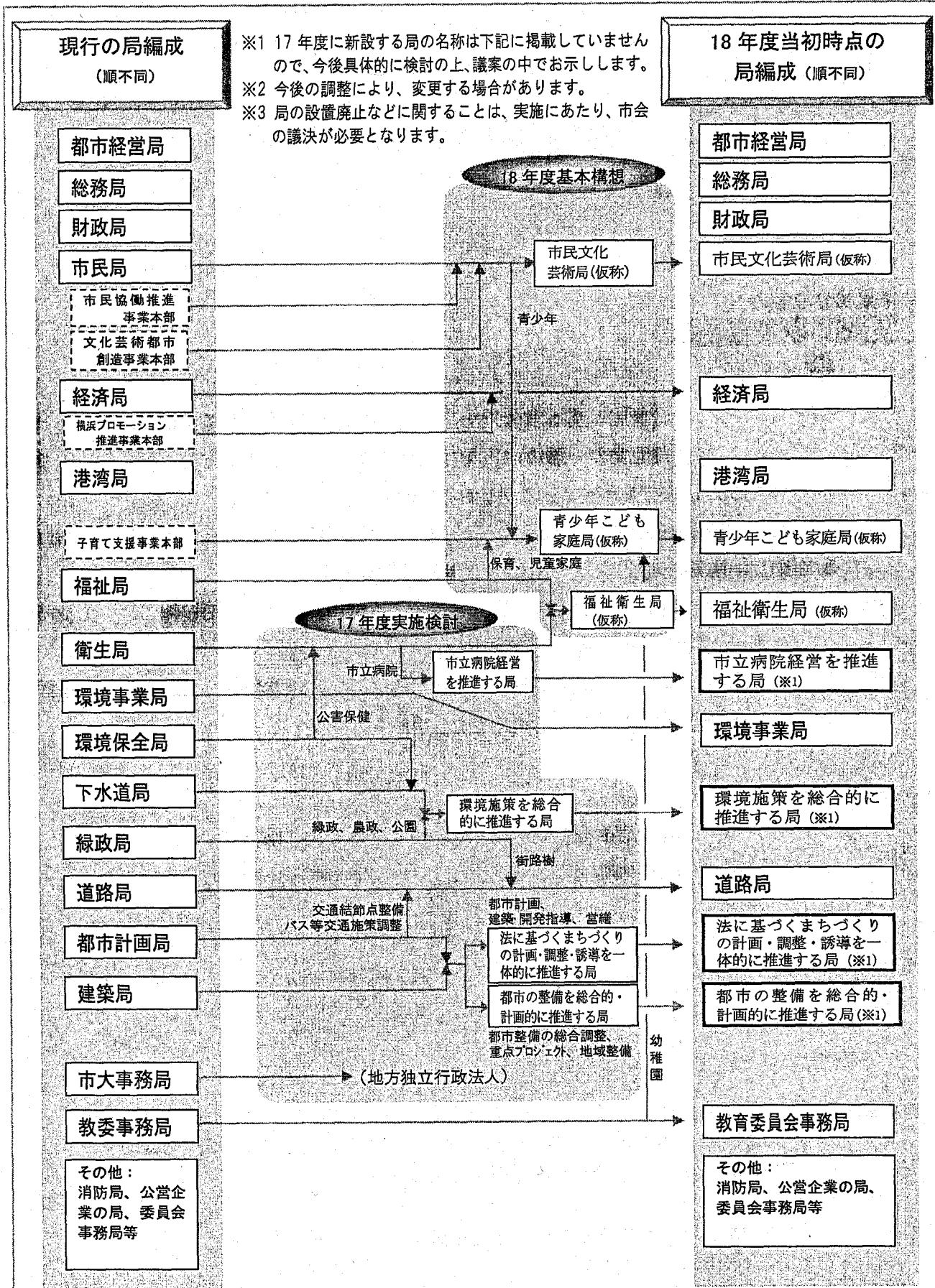
各事業の進ちょくや関連する改革の進行などにあわせて、17、18年度の2年間で実施することとし、このうち17年度実施分について、より具体的な検討をすすめてまいりました。

局再編成の基本構想の検討経過

平成15年3月 「新時代行政プランⅠ」の取組項目として、局機構の再編の取組みを発表
10月 「新時代行政プラン・アクションプラン」において、局の組織機構再編を
発表（内容：再編理念、再編項目と関連局）

平成16年2月 平成16年度予算案とともに「局再編成の基本構想」を発表
(内容：基本的な考え方、構想年次、主要な改革項目)
以降、具体的な検討を推進

【資料】局再編成 17年度実施検討・18年度基本構想 図表



2 17年度実施検討分に関する取組み

(1) これまでの取組み

「局再編成の基本構想」に基づき、「政策」「財政」「運営」の緊密な連動を図るなかで、実現に向けた検討を段階的に進めています。

<対応>

- ① 本市が直面する現状の課題認識、再編の目的・意義などの再確認
- ② 新局が担うべき主要な機能と方向性など、施策の組立ての検討
- ③ 新局の施策展開を支える、効率的・効果的な部門のあり方について大ぐくり検討

※ まちづくり関連と環境関連の詳細内容は、P.5 以降でご説明します。
※ 病院経営関連と市大地方独立行政法人関連については、これまで市会本会議などにおいて、改革の目的や理念などについて議論もいただきました。そこで、本日は説明を省かせていただきます。

(2) 今後、予定する取組み

① 具体的な「部」「課」構成についての検討

部門の構成想定をもとに、引き続き具体的な「部」「課」などの構成や職員配置について検討をすすめます。

検討にあたっては、局再編成の趣旨を前提としつつ、各々の業務の見直しを行うなど、簡素で効率的な執行体制の構築を目指します。

② 横浜市事務分掌条例の改正手続

一連の局再編成に関連し、必要となる条例改正部分を今後確定し、第4回市会定例会へ議案を上程させていただく予定です。

③ 17年度予算の編成

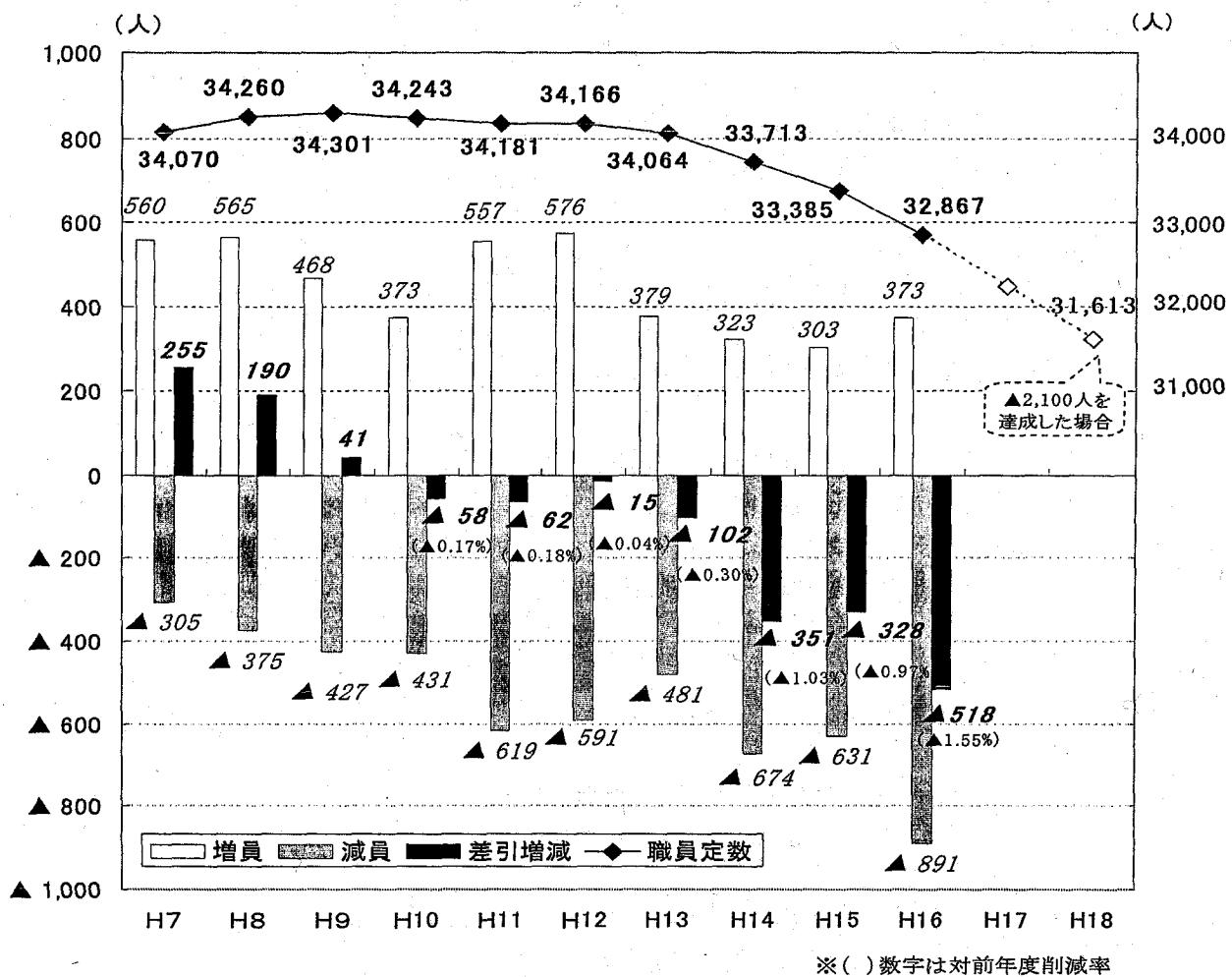
新局が再編の効果を十分に生かした事業展開を図ることができるよう、新年度の予算編成を推進していきます。

④ 市民・関係団体・事業者などへの広報・周知

今後の取組みの進ちょくにあわせて適切な時機を捉え、再編の目的・内容等について、市民・関係団体・事業者などへ広報・周知をすすめます。特に、市民・事業者窓口の変更などにより混乱を生ずることがないよう、十分留意してまいります。

参考資料

■ 過去10年間の職員定数増減



■ 新時代行政プラン・アクションプラン削減目標(▲2,100人)の達成状況

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	4か年合計
対前年削減数	▲ 328 人	▲ 518 人	▲ 1,254 人 以上	▲ 2,100 人 以上	
目標達成率(累計)	15.6%	40.3%	—	—	

■ 平成17年度 局再編成対象局 職員数(平成16年7月1日現在)

	職員数
環境保全局	185 人
緑政局	606 人
下水道局	907 人
3局 合計	1,698 人

	職員数
都市計画局	295 人
建築局	503 人
道路局	961 人
3局 合計	1,759 人

	職員数
衛生局	1,887 人
市立大学	2,500 人

3 まちづくり関連の現時点での検討状況

(1) 現状の課題・背景

- ア 市民の視点に立った法令の一体的運用の必要性
 - ・マンション等の建設に伴う周辺住民との紛争の未然防止
- イ 適切な土地利用の誘導
 - ・市街化調整区域の土地利用のあり方整理
- ウ まちづくりの総合調整機能の強化
 - ・都市間競争に勝ち抜く都市整備戦略の構築
 - ・都市再生など活力ある都市づくり
- エ 市民に身近な地域のまちづくりに対する要請
- オ 誰もが移動しやすい道路交通施策の推進
 - ・駅周辺での一貫したバリアフリー化、駅前広場整備
 - ・道路整備とバス施策との連携拡充

(2) 新局等が担うべき主要な機能と方向性

- ① “法に基づくまちづくりの計画・調整・誘導を一体的に推進する局”が担うべき主要な機能と方向性
 - ア 都市計画法と建築基準法等の一体的連動による規制・誘導手法の戦略的展開
 - イ 開発・建築手続の一元化の実現
 - ウ マンション・市営住宅などの良好な住宅資産の形成
 - エ 公共建築物の長寿命化の推進
- ② “都市の整備を総合的・計画的に推進する局”が担うべき主要な機能と方向性
 - ア 都市整備の総合調整機能の強化
 - イ 都心・京浜臨海部・新横浜の活性化など、本市重点プロジェクトの推進強化
 - ウ 身近な住宅地から拠点まで、さまざまな手法による地域整備の推進
 - エ 市民との協働や区役所との連携・支援による地域整備の推進
- ③ 道路局
 - ア 市民や利用者の視点に立った体系的な道路網の整備と安心して利用できる道路管理
 - イ 安全で円滑に移動できる交通結節点の整備
 - ウ バス交通等の交通施策調整機能の拡充

【図表】まちづくり関連局再編成 実施検討図

現 行

17 年度



* → は、代表的な事務事業の移管のみを示したものです。

* 今後の調整により、変更する場合があります。

* 各部・各部門の所管事務は、おおぐくりに掲載しています。

3-1 法に基づくまちづくりの計画・調整・誘導を一体的に推進する局

(1) 新局の理念

民の力を積極的に活用し、各地域にふさわしいまちづくりを計画的に進めるために、法に基づく計画・調整・誘導を一体的に推進すると共に、都市の良好な建築資産の形成を推進する。

(2) 新局の部門の構成想定（局名称・各部門名称については、現在検討中です）

表中の（ ）は、現行の業務所管局をあらわします。（以下、同じ）

（都）：都市計画局、（建）：建築局、（緑）：緑政局、（経）：都市経営局

大分類（部相当）		大分類の中分類（課相当）
法に基づくまちづくりの計画・調整・誘導を一体的に推進する局	(ア)総括の部門	①庶務、労務、経理 ②相談、紛争解決のためのあっせん（建）
	（イ）横断的な重要政策課題への対応	①局事業の企画及び土地利用規制立案、総合調整（都）（建） ②都市計画法に基づく都市計画の策定（都）
	(ウ)建築・宅地監察の部門	①開発・建築行政に係る法制、開発審査会・建築審査会（建） ②法令に基づく違反是正指導及び措置（建）
	(エ)建築指導・宅地指導の部門	①建築基準法令事務に係る規程の立案（建） ②建築物の審査及び許可・認定・指導（建）（緑） ③開発許可制度等に係る企画・立案（建） ④都市計画法等に基づく開発許可・指導（建）（緑）
	(オ)住宅事業の部門	①住宅政策の立案調整、民間住宅施策（建） ②市営住宅整備・建設、改良住宅建設（建） ③市営住宅の募集、管理、保全（建）
	(カ)公共建築の部門	①公共建築物の工事等に関する企画、総合調整（建） ②公共建築物の長寿命化の推進（建） ③公共建築物に係る設計、工事監理（建） ④公共建築物の電気設備に係る設計、工事監理（建） ⑤公共建築物の空調設備等に係る設計、工事監理（建）

*内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

3-2 都市の整備を総合的・計画的に推進する局

(1) 新局の理念

都市のバランスある発展に向けて、良好な住環境から拠点まで、都市の整備を総合的・計画的に推進する。

(2) 新局の部門の構成想定 (局名称・各部門名称については、現在検討中です)

都 市 の 整 備 を 総 合 的 ・ 計 画 的 に 推 進 す る 局	大分類 (部相当)	大分類のなかの中分類 (課相当)
	(ア)総括の部門 [局を総括し、一層の行政運営の効率化を推進]	①庶務、労務、経理
	横断的な重要政策課題への対応	①都市整備の総合的な企画調整 (都) (経) ②鉄道関連事業(MM線、東横線跡地等) (都) ③都市デザイン、景観 (都)
	(イ)都市整備の総合調整の部門 [都市整備の総合調整機能を一元化し、全市的な視点から計画的に推進]	①本市重点プロジェクト(都心部、新横浜等) (都) ②みなとみらい21計画の推進 (都)
	横断的な重要政策課題への対応	①まちのルールづくり相談センター、住環境整備(いえ・みち・まち等)、拠点整備(建) (都)
	(ウ)重点プロジェクトの部門 [活力があり、働きやすく住みやすい都市横浜を形成]	②地域まちづくり推進条例(仮称) (都)
	(エ)地域整備の部門 [身近な住宅地から拠点まで一体的に整備]	①戸塚駅前地区中央土地区画整理事業 (都) ②金沢八景駅東口開発事業 (都) ③戸塚駅周辺再開発事業 (都)
	横断的な重要政策課題への対応	①道路事業の企画及び基本計画、道路事業の総合調整、交通結節点(重点プロジェクト地域を除く)、交通バリアフリー施策の推進、バス交通等交通施策の企画・調整 (下線部(都)) ②技術監理
	(オ)地域まちづくりの部門 [市民との協働による地域のまちづくりの支援]	①道路の維持修繕・改良 ②道路の管理、特殊車両の通行許可 ③道路の路線の認定等、道路の供用の開始 ④道路の安全施設の計画・設計、維持修繕
	(カ)市街地開発の現場部門 [市施行による副都心・地域拠点を整備]	①道路の整備 ②橋梁の調査・設計、維持修繕
		①横浜環状道路など高速道路の建設関連事業

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

3-3 道路局

(1) 道路局の理念

人や物の円滑で安全な移動のため、道路交通施策を一体的に推進する。

(2) 部門の構成想定 (下線部分が新たに付加する機能)

道 路 局	大分類 (部相当)	大分類のなかの中分類 (課相当)
	(ア)総務部 [局を総括し、一層の行政運営の効率化を推進]	①庶務、労務、経理 ②道路台帳、道路に関する調査、資料の収集
	(イ)計画部 [市民の暮らしを支える道路づくりの総合調整を図るとともに、道路施策と交通施策の一体的な取組みにより、市民が円滑で安全に移動できる街づくりを推進]	①道路事業の企画及び基本計画、道路事業の総合調整、交通結節点(重点プロジェクト地域を除く)、交通バリアフリー施策の推進、バス交通等交通施策の企画・調整 (下線部(都)) ②技術監理
	(ウ)道路部 [道路の維持・修繕、認定など、安全のための道路管理を実施]	①道路の維持修繕・改良 ②道路の管理、特殊車両の通行許可 ③道路の路線の認定等、道路の供用の開始 ④道路の安全施設の計画・設計、維持修繕
	(エ)建設部 [市民が円滑で安全に移動できる道路網を整備]	①道路の整備 ②橋梁の調査・設計、維持修繕
	(オ)横浜環状道路調整部 [横浜環状道路など高速道路建設に伴う連絡調整]	①横浜環状道路など高速道路の建設関連事業

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

4 環境関連（環境施策を総合的に推進する局）の現時点での検討状況

（1）現状の課題・背景

- ア 多様化する環境問題への対応と安全や健康に対する市民の要請の高まり
 - ・都市型水害、地球規模の温暖化、有害化学物質など
- イ 「協働・連携」の推進
 - ・市民、事業者と一体となった環境施策の推進など
- ウ 良好な都市環境や景観への期待
 - ・緑地の保全、公園整備、農地保全
 - ・河川や海の水質改善など

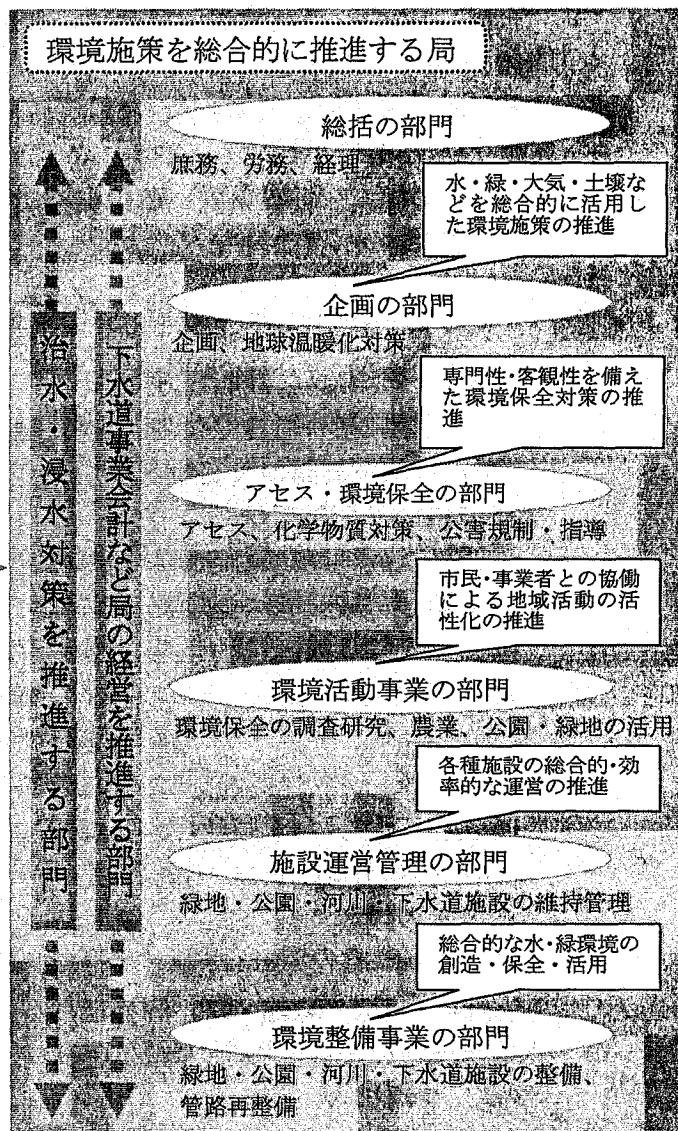
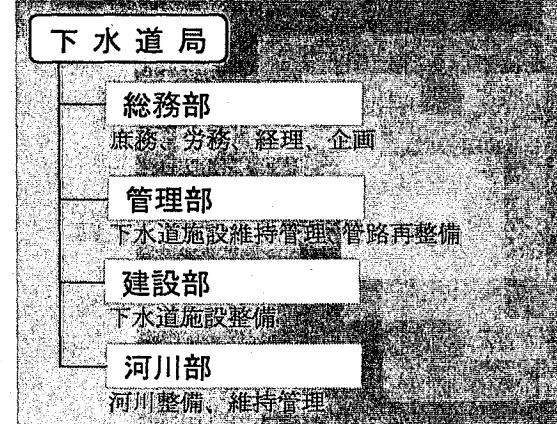
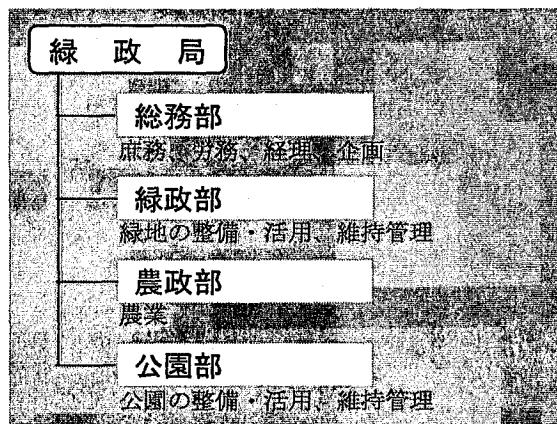
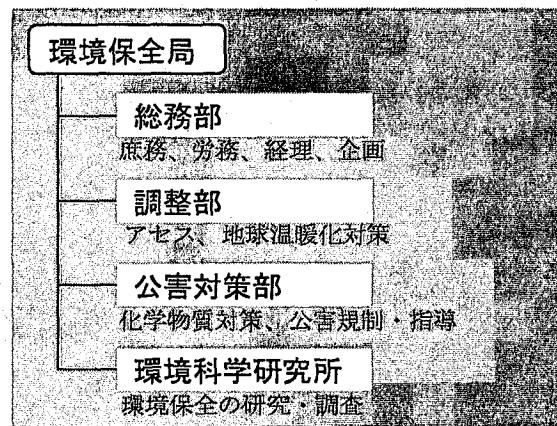
（2）新局が担うべき主要な機能と方向性

- ア 幅広い環境施策の総合的な企画・調整機能の強化
 - ・新たな環境計画の策定など
- イ 災害に強い安全な街づくり
 - ・浸水・治水対策の総合的な推進など
- ウ 地球環境・広域環境保全対策の推進
 - ・地球温暖化対策、ヒートアイランド対策など
- エ 生活環境保全の推進
 - ・騒音・臭気・有害化学物質・工場排水対策など
 - ・環境規制・指導行政部門の一元化
 - ・環境アセスメント制度の公正な運営
 - ・市民相談窓口のワンストップ化
- オ 地域活動の推進
 - ・市民・事業者の環境行動との総合的な連携・支援
 - ・公園・農地・緑地・河川等の活用
- カ 水・緑環境の創造・保全の推進
 - ・河川や海の水質改善
 - ・市民の親水性向上、公園・農地・樹林地などの活用
- キ 農地保全の推進
 - ・農業振興施策や市民との協働
- ク 下水道事業の健全な経営

【図表】環境関連局再編成 実施検討図

現 行

17 年度



*今後の調整により、変更する場合があります。
*各部・各部門の所管事務は、おおぐくりに掲載しています。

(3) 新局の理念

安らぎ・憩い・潤いに満ちた都市環境を創造するとともに、効果的な治水対策を一層充実し、快適で安全な市民生活を支える環境施策を総合的に推進する。

(4) 新局の部門の構成想定 (局名称・各部門名称については、現在検討中です)

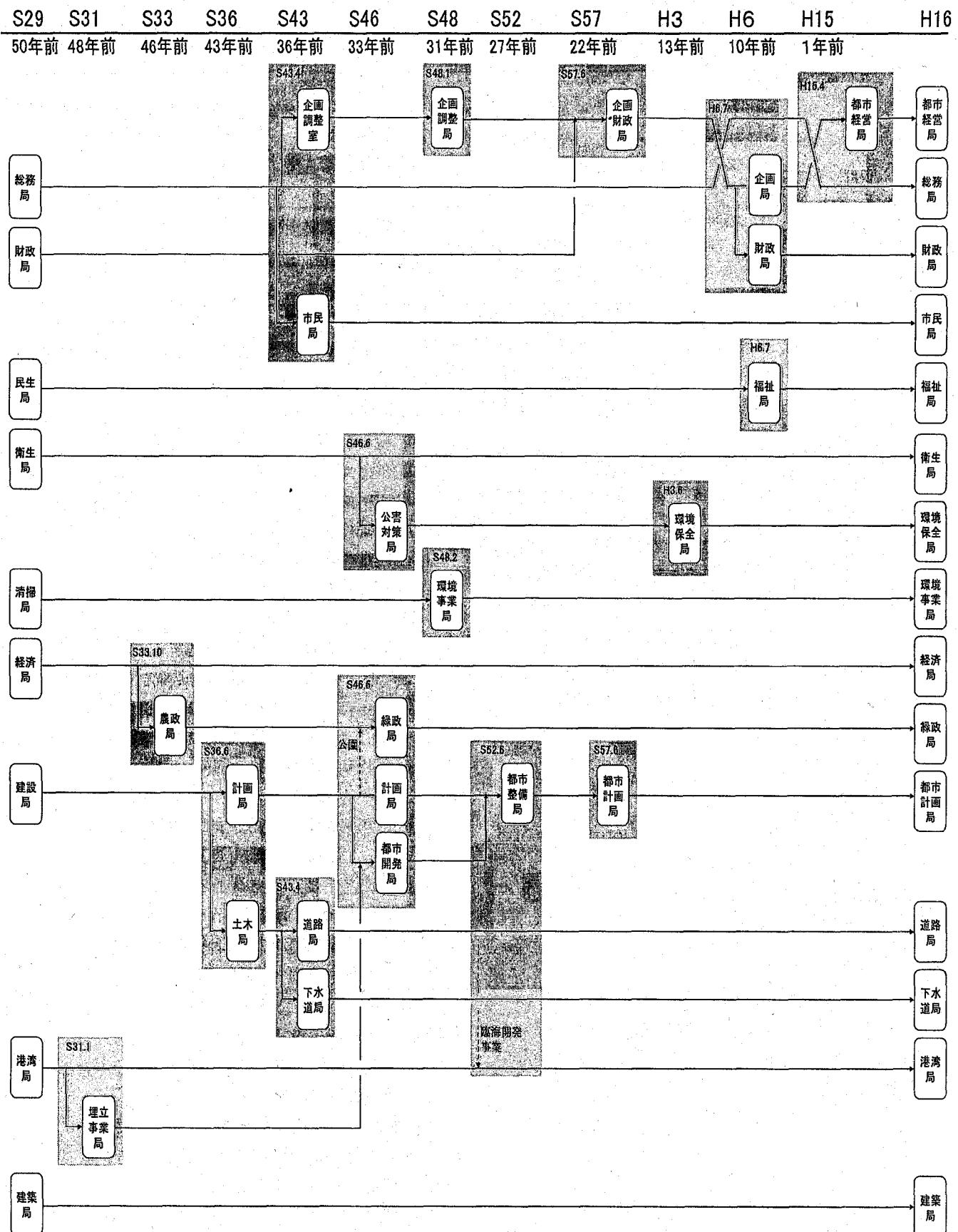
表中の () は、現行の業務所管局をあらわします。 (保) : 環境保全局、 (緑) : 緑政局、 (下) : 下水道局

大 分 類 (部相当)		大分類のなかの中分類 (課相当)
(ア) 総括の部門	〔局を総括するとともに、下水道事業の健全な経営や局事業の評価・見直しなどによって一層の行政運営の効率化を推進〕	①庶務、労務 ②経理 (一般会計、企業会計)、経営管理、事業評価 ③地籍調査 (緑)
(イ) 企画の部門	〔環境施策の企画・総合調整、地球環境・広域環境保全対策を推進〕	①新たな環境計画策定、環境全般の総合調整 ②技術監理、建設発生土対策 (保) (緑) (下) ③地球温暖化、ヒートアイランド対策 (保)
(ウ) アセス・環境保全の部門	〔環境アセスメント、有害化学物質などについて、専門性・客観性を備えた体制により、安全・安心な環境を保全〕	①化学物質対策、屋外広告物届出等 (保) (緑) ②大気汚染・悪臭・水質・土壤・工場排水等規制指導 (保) (下) ③交通環境対策 (保) ④環境影響評価・環境影響審査会事務局 (保)
(エ) 環境活動事業の部門	〔市民・事業者の環境行動との総合的な連携・支援により、公園・農地・河川等を活用した地域活動の活性化を推進するとともに、農業振興施策や市民との協働による農地保全を推進〕	①市民・事業者との連携・支援、環境学習 (保) (緑) (下) ②環境保全の各種研究・調査、技術開発 (保) (下) ③公園の使用・占用許可、公園・緑地の活用 (緑) ④農地の保全、農業専用地区 (緑) ⑤農業の振興 (緑) ⑥農業委員会 (緑)
(オ) 施設運営管理の部門	〔各種施設の管理業務の一元化により、総合的・効率的な運営を推進〕	①河川・公園・緑地等の維持管理 (緑) (下) ②公園・緑地・水路等の財産管理 (緑) (下) ③開発時の環境にかかる事前調整 (緑) (下) (公園・緑地・遊水池・排水施設審査) ④動物園の総括、動物園の改革推進 (緑) ⑤動物園 (野毛山・金沢) の管理運営 (緑) ⑥下水道施設の管理、改良工事の設計 (下) ⑦下水処理場の運転 (下) ⑧汚泥処理センターの運転 (下) ⑨下水処理場の水質調査・分析 (下) ⑩下水道施設工事の設計・施行 (下) ⑪下水道・河川・公園の電気・機械工事 (緑) (下)
(カ) 環境整備事業の部門	〔河川・緑地・公園等を総合的に活用し、水・緑環境を創造・保全・活用〕	①河川・下水道・公園・緑地工事の調整 (緑) (下) ②事業用地の取得・借受等 (緑) (下) ③公園・緑地工事の設計・施行、公園再整備 (緑) ④河川工事の設計・施行 (下) ⑤雨水・下水管路の設計、水路の整備 (下) ⑥下水道管路の維持管理 (下) ⑦下水道管路の再整備 (下) ⑧管路・下水道施設・河川工事の監督 (下)

* 内容については、今後引き続き検討をすすめ、調整を行ってまいります。

【参考1】局再編成の経緯 (S29 以降を掲載)

* 横浜市事務分掌条例で規定する局を掲載しました。
 * 業務移管は、代表的なもののみ掲載しました。



【参考2】横浜市事務分掌条例（抜粋）

（局の事務分掌）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

都市経営局

(1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項

総務局

(1) 議会に関する事項

(2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項

(3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項

(4) 他の局の主管に属しない事項

財政局

(1) 財務に関する事項

市民局

(1) 広報及び広聴に関する事項

(2) 市民自治組織及び市民に関する事項

福祉局

(1) 社会福祉に関する事項

衛生局

(1) 保健及び衛生に関する事項

環境保全局

(1) 環境保全に関する総合的な企画及び調整に関する事項

(2) 公害対策に関する事項

環境事業局

(1) 清掃に関する事項

経済局

(1) 商業及び工業に関する事項

(2) 生活物資に関する事項

緑政局

(1) 緑化並びに公園及び緑地に関する事項

(2) 農業、畜産業、林業及び水産業に関する事項

都市計画局

(1) 都市計画に関する総合的な企画、実施及び調整に関する事項

(2) みなとみらい21事業(都心臨海部総合整備事業)の推進に関する事項

道路局

(1) 道路に関する事項

下水道局

(1) 下水道及び河川に関する事項

港湾局

(1) 港湾に関する事項

(2) 臨海開発に関する事項

建築局

(1) 住宅及び建築に関する事項

（第2条以下省略）

地方自治法（抜粋）

（内部組織）

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。